

後期高齢者医療制度

被保険者証を一斉更新

新しい保険証を9月中旬に送付

今年度は、10月からの窓口2割負担の導入に伴い、すべての被保険者(75歳以上の方と、申請により一定の障害があると広域連合から認定された65歳以上75歳未満の方)に7月と9月の2回、保険証を送付します。

10月1日からお使いいただく新しい保険証(水色)は、9月中旬にオレンジ色または緑色の封筒に入れて簡易書留郵便で個別に送付します。届いたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

7月中旬に送付した保険証(藤色)の有効期限は9月30日です。有効期限が過ぎた10月1日以降、個人情報に留意の上ご自身で国民年金の届出を忘れずに

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する場合は、江東年金事務所(亀戸5-16-9)または区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所、各出張所に加入の届出(江東年金事務所・区民課年金係への郵送可)が必要です。

勤務先を退職、配偶者の扶養から外れたときなど
国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。次に該当する場合は、江東年金事務所(亀戸5-16-9)または区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、豊洲特別出張所、各出張所に加入の届出(江東年金事務所・区民課年金係への郵送可)が必要です。

今年度は、10月からの窓口2割負担の導入に伴い、すべての被保険者(75歳以上の方と、申請により一定の障害があると広域連合から認定された65歳以上75歳未満の方)に7月と9月の2回、保険証を送付します。10月1日からお使いいただく新しい保険証(水色)は、9月中旬にオレンジ色または緑色の封筒に入れて簡易書留郵便で個別に送付します。届いたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。7月中旬に送付した保険証(藤色)の有効期限は9月30日です。有効期限が過ぎた10月1日以降、個人情報に留意の上ご自身で国民年金の届出を忘れずに

00円までに抑えるため、その差額を後日高額療養費として払い戻します。

2割負担対象者のうち高額療養費の口座登録のない方には、事前に払い戻し先の口座を登録していただきます。高額療養費支給事前申請書を、9月20日ごろ東京都後期高齢者医療広域連合から発送予定ですので、申請(郵送)をお願いいたします(詳細は送付文書をご確認ください)。

「被保険者証」医療保険課資格課係(区役所2階7番)
☎(3647)3167

「配慮措置」医療保険課係
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

「配慮措置」医療保険課係
☎(3647)3168
FAX(3647)8443



▲江東区観光キャラクター
キャラクタコトミちゃん

をご確認いただくか、お問い合わせください。

※厚生年金等に加入するときや厚生年金等に加入する配偶者の扶養になるときは勤務先等への届出が必要です。

届出を忘れると、将来年金を受給できないことがありますのでご注意ください。

「厚生年金や配偶者の扶養になる時の問合せ」
江東年金事務所(亀戸5-16-9)
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

「区民課年金係」
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

北砂二・四・五丁目地区

不燃化特区支援制度

古くなった建物の建替え、取り壊し等の費用の一部を助成

区では、震災時に火災延焼等の危険性が高い北砂三・四・五丁目地区(北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)を対象に「燃え広がらない・燃えないまち」をめざし、不燃化特区内において一定の要件を満たした老朽建築物の除却や不燃化建替えの促進等の不燃化特区支援制度を実施しています。

この機会に支援制度を活用して建替えをしてみませんか。まずは、お気軽に不燃化相談ステーションへご相談ください。

「住み替えに対する助成」
除却を行う老朽建築物にお住まいの所有者(借地人のみ)または賃借人の方が住み替える場

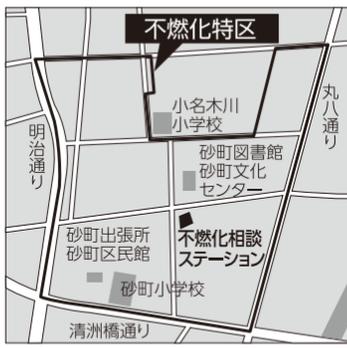
「不燃化建替えに対する助成」
老朽建築物を除却後に、不燃化建替えを行う建築物に対して、設計費および監理費の一部を助成しています。

「不燃化建替えに対する助成」
老朽建築物を除却する場合には、除却費の一部を助成しています。

「不燃化建替えに対する助成」
老朽建築物を除却後に、不燃化建替えを行う建築物に対して、設計費および監理費の一部を助成しています。

合に、その費用の一部を助成しています。

「不燃化相談ステーション」
(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)
☎(6666)0580
FAX(6666)0521



もしものときの浸水被害に備えて
土のうを配付
区では、住宅への浸水被害を軽減するため、希望者に土のうを10月まで毎月配付しています。店舗、事務所、事業所、電気設備室、駐車場等は配付の対象となりません。台風接近時等の直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。
※本年最後の案内です。
※配付した土のうは、ご自身で日常管理・不要時の処分をお願いします(清掃事務所では収集

「不燃化相談ステーション」
(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)
☎(6666)0580
FAX(6666)0521

「不燃化相談ステーション」
(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)
☎(6666)0580
FAX(6666)0521

「不燃化相談ステーション」
(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)
☎(6666)0580
FAX(6666)0521

「不燃化相談ステーション」
(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)
☎(6666)0580
FAX(6666)0521

「不燃化相談ステーション」
(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)
☎(6666)0580
FAX(6666)0521